

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例等の一部を改

正する条例

(広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に、「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改める。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に、「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改め、同表三の項中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に、「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に改める。

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に、「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改める。

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に、「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改める。

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第五条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に、「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改め、同表五の項中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に、「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に改める。

別表備考二中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に、「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。